

沖縄県血液等曝露後HIV感染予防薬整備事業 における Q&A (最終更新：令和元年9月9日)

※本Q&Aは、拠点病院の先生方のご意見を参考に、主に配置医療機関の先生方を対象に、医療機関等からの相談時の対応を想定して取りまとめたものです。

本Q&Aは今後、事業を継続しながら随時改訂をおこなっていきます。

沖縄県保健医療部地域保健課

検査、内服について

質問	回答
<p>H I V以外の感染症検査を希望された場合はどうすべきなのか？（H I Vのみの対応としてもいいものか？）</p>	<p>本来、HBV/HCVについては、その当該施設で管理マニュアルを整備すべきであります。諸事情により対応が必要であれば、また対応が可能であれば、個別にご判断されてください。</p> <p>なお、H I V以外については本事業の対象外のため、医療機関等に費用を請求してください。</p>
<p>曝露源となった患者から検査の同意が得られない場合の対応は？</p>	<p>状況によりますが、感染リスクが避けられないと判断した場合には、最終的には本人の希望により、曝露源がHIVに感染していたと想定して内服を開始することも選択肢となります。内服を開始した場合は、エイズ拠点病院にも受診日の調整の際に報告して下さい。また、医療機関等に対しては、内服を続けながら引き続き曝露源患者の承諾を得るよう助言してください。陰性が確認された時点で内服中止となります。</p>
<p>予防内服の推奨時間は？ 事例発生から2時間以上経過している場合はどのように対応するのか？</p>	<p>2時間はあくまで目安であり、2時間を超えた場合でも予防内服は奨められています。但し7 2時間を超えた場合には、推奨されていません。この場合は拠点病院への受診を調整してください。</p>
<p>曝露後2時間以内に結果がでると予測される場合も被曝者の判断で予防内服してよいのか？</p>	<p>担当医との相談のもと、内服しても構いません。また、労災保険の対象となります。</p>

対応について ①

質問	回答
医療機関等以外から曝露後の対応依頼があった場合はどうするのか？	<p>本事業は、医療機関等従事者の施設内HIV感染防止体制整備を目的としていますが、針刺し等の医療事故によるものの他、施設外で実施した応急処置や救命活動等の業務において曝露した際も、感染リスクが避けられないと判断した場合には、最終的には本人の希望により内服を開始して構いません。</p> <p>なお、原則として一般の方については、本事業の対象外としております。</p>
性暴力被害者からの対応依頼があった場合はどうするのか？	<p>上記の通り、本事業の目的から性暴力被害者への対応については本事業の対象外としています。「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター専用ダイヤル（#7001）」への相談対応を促してください。</p> <p>なお、当センターでは、性暴力の被害にあわれた方（性別・セクシャリティは問いません）に対し、医療支援、法的支援、捜査関連支援等を行っていますが、HIV感染予防薬は医療費の公費支出の対象ではありません。（原則被害後72時間以内の急性期の被害者について、連携病院受診時の初診料、性感染症検査費用及び緊急避妊処置費用等の医療費の公費支出を行っています。）</p> <p>また、ホームページもご参照ください。</p> <p>https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/danjo/7001.html</p>

対応について ②

質問	回答
<p>針刺し発生が夜間や長期連休中であった場合、エイズ治療拠点病院の専門医の相談体制は？</p>	<p>マニュアルに予防薬配置医療機関（エイズ拠点病院含む）の連絡先を記載していますので、夜間休日の場合でもまずは一度電話で状況報告後、受診日時の調整をし、受診に要するまでの日数分の予防薬処方を行ってください。</p> <p>エイズ拠点病院受診の際には、内服同意書（マニュアル様式3、4 写しでも可）を準備してください。他に必要な書類があるかは拠点病院より指示がありますので、従ってください。</p>
<p>使用済み医療器具からの曝露等、曝露源である患者が不明の場合は？</p>	<p>感染リスクが避けられないと判断した場合には、最終的には本人の希望により内服を開始することも選択肢となります。</p> <p>なお、このような場合については、医療機関等内清掃業従事者等にも対応して構いません。</p>

対応について ③

質問	回答
<p>NEW 本マニュアルの同意書について、様式を改変しての使用や、カルテ記載等による代替は可能か。</p>	<p>厚生労働省通知（後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について）では、「H I V抗体検査の際の同意の取得方法について、口頭による同意も可」と記されています。</p> <p>本マニュアルの各様式につきましても、患者・被曝露者、依頼元医療機関等、配置医療機関、そして拠点病院との間で問題が生じない形であれば、改変しての使用や、未使用（独自の様式の使用を含む）でも構いません。予防薬投与までを迅速に進めることが何より大事ですので、各機関ごとに柔軟にご対応ください。</p>
<p>NEW 配置医療機関で抗HIV薬の内服が必要と判断した場合、また内服後の被曝露者を紹介する場合、拠点病院との調整はどのように行えばよいか。</p>	<p>時間帯にかかわらず、まずは一度電話で状況報告し、受診日時の調整をお願いします。拠点病院の担当窓口は時間帯により異なりますので、マニュアル「予防内服フローチャート」または「配置医療機関名簿」を参照ください。</p> <p>予防内服をした被曝露者を紹介する際には、内服同意書（マニュアル様式3、4 写しでも可）を準備してください。他に必要な書類があるかは拠点病院より指示がありますので、それに従ってください。</p>

対応について ④

質問	回答
<p>NEW 医療費支払いについて、被曝者が患者の費用とあわせて一旦立て替えて支払いし、後日依頼元医療機関等から払い戻ししてもらうことは可能か。</p>	<p>医療費支払いの手順につきましても、各配置医療機関で柔軟にご対応いただいて構いません（他のけがや病気の際の労災対応と同じです）。ただ、被曝者が混乱することを避けるため、予防薬処方の事前依頼の電話を受けた際には、依頼元医療機関等と配置医療機関の担当者でお互いの方針を確認しあい、被曝者にお伝えください。</p>

予防薬、検査キットの管理について

質問	回答
<p>予防薬や検査キットの在庫がなくなった場合の連絡体制はどのようになっているのか？ また、休日・夜間等に処方した場合など、すぐに次の予防薬が入手できない場合の対応はどのようにするのか。</p>	<p>予防薬及び検査キットの補充依頼は、県への要求書の提出のみとなります。</p> <p>在庫のない期間中に予防薬処方の依頼があった場合には、問い合わせの時点で対応出来ない旨回答し、他の配置医療機関への受診を促してください。</p> <p>また、県への補充依頼を早急に行ってください。</p>
<p>予防薬や検査キットの有効期限を過ぎてしまった場合はどうするのか？また、期限切れのものは自院で破棄してもいいのか。</p>	<p>予防薬及び検査キットの補充にはある程度の時間を要しますので、概ね期限切れの1～2か月前には要求書を提出して下さい。</p> <p>また期限切れのものについては、配置医療機関において廃棄して下さい。</p>
<p>NEW 再配布を依頼してから、補充されるまでの日数はどれくらいか。</p>	<p>通常1～2日後です（連絡を頂いた当日または翌日に発送、発送した翌日に到着）。</p> <p>曜日別では、月～木、金曜日の午前中に連絡を頂ければ、上記のように1～2日後に到着予定ですが、金曜日の午後に連絡を頂くと月曜日発送で火曜日になってしまうことがあります。</p>